

救急車の適正利用にご協力ください

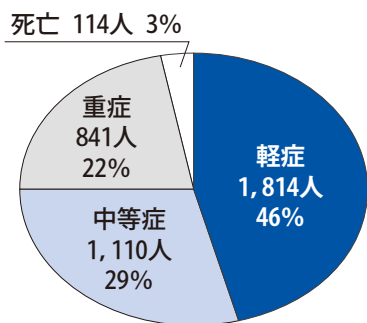
西条市における平成18年中の救急出場件数は4009件で、3879人を医療機関に搬送しました。そのうち入院を必要としない軽症者は、全体の46%を占めています。

緊急性がなく、ほかの交通手段等があるなど、本当に救急車が必要と思えない不適正な利用が見受けられます。

このような救急車の不適正利用が増加すると、本当に緊急を要する傷病者への対応が遅れ、救命率に大きく影響し大切な命が救えなくなる恐れがあります。

緊急性がなく、何らかの交通手段などで医療機関に行けるときは、救急車の利用を控えてください。

平成18年搬送人員



日中一時支援事業、タイムケアサービス事業のご案内

障害者自立支援法に係る在宅障害者サービスの一つとして、市では次の事業を実施しています。事業の利用を希望される方は、担当課で利用申請を行ってください。

■事業の種類

○日中一時支援事業
障害者（児）を介助している方が、冠婚葬祭などで短時間介助ができなくなる場合、一時的に障害者福祉施設で介助するものです。

○タイムケアサービス事業
養護学校などに通学する児童や生徒の放課後対策として障害者福祉施設を利用していただくものです。

■自己負担
原則として、各事業におけるサービス料金の一部を負担していただきます。

■利用できる施設
○日中一時支援事業
道前育成園、東予学園、星の里、ていずい等

○タイムケアサービス事業
星の里、ていずい

■申請先
○市庁舎別館社会福祉課

障害者福祉係
TEL 0897-5211214
○各総合支所市民福祉課
福祉係

障害者週間 12月3日～9日

障害のある方々が、家庭や住み慣れた地域で支えられながら、安心して快適な生活が送れるような環境を整えることが求められています。

勇気を出して「何かお手伝いできることはないでしょうか」と、愛の一声運動を推進するとともに、温かい手を差し伸べましょう。

外国人を雇用する場合のルールが新しくなりました

雇用対策法が改正され、平成19年10月1日から事業主に對して外国人雇用状況の届出が義務化されるとともに、外国人労働者の雇用管理の改善と再就職支援の努力義務が課せられることになりました。

■問合せ
愛媛県労働局職業対策課
TEL 089-9411294

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日(月)～16日(日)

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、昨年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

この法律では国と地方公共団体の責務等が定められるとともに、国民の間に広く拉致問題をはじめ北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。

下水道何でもクエスチョン?

Q：下水道はどうやってきれいになるの？

A：下水処理場の役目は、人間が生活する中で汚れた水をきれいな水に戻すことです。

それでは、実際どのようにきれいにするのでしょうか？

前回のお話で自然に存在する微生物が汚れた川をきれいにしてくれる「自然浄化作用」を紹介しました。実は、下水処理場も同じ仕組みなのです。炭水化物、タンパク質、脂肪などの有機物（汚れ）を微生物に食べさせて、下水をきれいにしています。

活性汚泥という大量の微生物が含まれた泥を下水にまぜて空気を送り込み、微生物の働きを活発化させるのです。下水の汚れを食べてしだいに大きなかたまりとなった活性汚泥は底に沈みます。

きれいになった水は、処理水として川や海へ戻します。

下水道についての疑問を下記までお寄せください

市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576

日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271

E-mail Nagatani@jswa.go.jp